

関東学院大学研究倫理規準

(2013年10月24日制定)

(前文)

関東学院大学は、建学以来、キリスト教の精神に基づく校訓「人になれ 奉仕せよ」をもって教育と研究を展開し、社会の発展に貢献してきた。本学に所属する研究者は、この校訓に基づく学術研究の使命を自覚し、高い倫理観を持って誠実に自己研鑽に努め、研究成果を社会に還元してきた。

近年、国内外を問わず、社会の複雑化と国際化が急速に進行するなかで、研究環境が著しく変化し、研究者の意図によらず研究の負の効用が社会にもたらされる事態が生じている。また、競争的環境下において研究成果を急ぐあまり、研究者のなかには研究倫理にもとる行為に及ぶという、学術研究の信頼性、公平性を損ねる事象も起きている。

関東学院大学の研究活動に携わるすべての者は、学術の信頼性、公平性を担保し、学術の健全な発展と共生社会の持続的発展に貢献することを改めて誓うとともに、関東学院大学は、所属する研究者の自由で自律的な研究活動、並びにそれに伴う社会的責任の遂行及び研究倫理の遵守に資するよう関東学院大学研究倫理規準を制定する。

(目的)

第1条 関東学院大学（以下「本学」という。）は、本学の研究の信頼性と公正性を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、社会から信頼と尊敬を得られるよう努めなければならない。本規準はその実現の礎として、次の各号に関して必要な事項を定める。

- (1) 研究の活動に携わる者の行動、態度、不正等に関する研究倫理
- (2) 実施する研究内容の倫理的、社会的妥当性に関する研究倫理に関わる規準

(定義)

第2条 本規準における「研究」、「研究者」、「研究費」及び「研究支援者」は、次のとおりとする。

- (1) 「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的あるいは学際的、総合的に行う研究や、学内外の諸機関等との共同研究等をいう。さらに、研究の立案、計画、申請、実施、報告、成果の発表、評価・審査、研究の管理等にいたるすべての研究活動における行為、意思決定及びそれに付随するすべての事項を含む。
- (2) 「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学において研究活動に従事するすべての者（常勤、非常勤、さらに、特約教員、客員教員、客員研究員、研究所研究員、外部からの共同研究者等を含む）を指す。学生が研究に関わる場合は「研究者」に準ずる。
- (3) 「研究費」とは、研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。
- (4) 「研究支援者」とは、本学の研究推進及び研究費管理及び監査体制に係る部署において研究者の研究活動を支援する者をいう。

(研究の規範)

第3条 研究は、良心と信念に従って、研究者自らの責任でこれを遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪められることがあってはならない。

- 2 研究は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等、及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識、能力、技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知が正確で正当であることを科学的に示す努力を最大限に払わなければならない。

- 2 研究者は、他者の知的成果等の業績を正当に評価し、また適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、自己研鑽に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究遂行中において、計画や進捗状況の自己点検を行い、研究計画、研究成果等について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 4 研究者は、産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行なう等の適切なマネジメントを行なわなければならない。
- 5 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、研究協力者、研究支援者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- 6 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律等の理解に努めなければならない。

(社会の中での研究)

第5条 研究者は、社会的な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策を立案し、あるいは決定する者に対して、その政策形成に有効な科学的助言の提供に努めなければならない。そこでは、科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性等を認識し、科学的助言の質の確保に最大限努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者コミュニティはもとより、社会とのより良い相互理解のために市民との対話と交流に積極的に参加しなければならない。
- 3 研究者は、自らの研究の成果が、研究者の意図に反して、非人道的な政策や手段に用いられたいする負の面も合わせもっていることを深く認識し、適切な研究の実施、成果の公表にあたらなければならない。

(特定の研究分野の研究)

第6条 研究者は、特定の研究分野で研究を実施しようとする場合は、研究開始の前の、研究計画の

段階で、研究倫理審査委員会において適切な研究倫理審査を受けなければならない。

- 2 特定の研究分野とは、生物、遺伝子に関する研究分野及び人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報及びデータ等を収集または採取して行う研究分野をいう。
- 3 学長は、第1項、第2項の特定の研究分野においては、研究内容の倫理的、社会的妥当性等について審査を行う研究倫理審査委員会を、第18条第7項に規定する研究倫理委員会への諮問により、設置しなければならない。
- 4 特定の研究分野に関する共同研究の実施においては、共同研究代表者が本学の教員である場合は、本学の研究倫理審査委員会にて適切な研究倫理審査を受け、学内・学外の共同研究分担者及び研究支援者等に周知徹底を図らねばならない。
- 5 特定の研究分野に関する共同研究の実施において、共同研究代表者が学外の研究者であり、本学の研究者が共同研究分担者の場合は、学外の共同研究代表者が適切な研究倫理に関する審査を受けていることを確認し、当該共同研究代表者の研究倫理に関する指示に従わなければならない。但し、特定の研究分野の研究を、本学の施設・装置により行う場合、あるいは本学の構成員を対象に研究を行う場合は、研究を開始する前に本学の適切な研究倫理審査を受けなければならない。
- 6 本学に当該研究分野に関わる適切な研究倫理審査委員会が設置されていない場合、あるいは研究内容が複数の研究倫理審査委員会の範囲に跨る場合、及び不定な場合等においては、円滑な研究倫理審査を推進するために、研究倫理委員会の長が調整、指示する。
- 7 特定の研究分野の研究倫理審査委員会に関する事項は、別に定める。

(研究のための資料、情報、データ等の収集、利用及び管理)

第7条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならないが、かつ倫理的配慮を求められる。

- 2 研究者は、研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。
- 3 研究者は、論文等の形で発表された研究成果のもととなった研究データ等を、次の各号に定める保存期間中、適切に管理・保管しなければならない。
 - (1) 資料 原則として、当該論文等の発表後10年間。ただし、保存場所の制約等やむを得ない事情がある場合で、廃棄しても研究活動の正当性が証明できるものと研究者自身が判断した場合には、研究者の責任で廃棄することができる。
 - (2) 試料及び標本等の有体物 原則として、当該論文等の発表後5年間。ただし、保存が本質的に困難なもの又は保存に多大なコストがかかるもので、廃棄しても研究活動の正当性が証明できるものと研究者自身が判断した場合には、研究者の責任で廃棄することができる。
 - (3) 法令等により保存期間が規定されている研究データ等 当該法令等で定められた期間(インフォームドコンセント)

第8条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の資料、情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じる。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究の必要上、個人情報を使用または保管する場合は、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないようにしなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置及び機器、薬品、材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、研究に従事する者はもとより、その他の本学構成員及び学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、安全管理に万全を尽くさなければならない。

- 2 研究者は、研究で用いた薬品、材料等及び研究の過程で生じた残渣物等について、自然環境に害を与えないよう責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の発表)

第11条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く社会に還元するため、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であり、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。また、他者の知的財産権を侵害してはならない。

い。

(捏造、改ざん及び盗用の禁止及び防止)

第12条 研究活動における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない、また、不正な行為に加担してはならない。

(1) 捏造(存在しない資料、情報、データ等の作成)

(2) 改ざん(資料、情報、データ等の変造、偽造)

(3) 盗用(他人の資料、情報、データ、研究成果及び著作物等を適切な引用なしで使用)

2 研究発表において、他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がけなければならない。不適切な、あるいは不正確な引用、さらに不備な引用、誇大な表現や誤解を招く表現等は、不正行為と見なされることを十分認識しなければならない。

3 研究者は、前項に規定する不正行為が、指導下にある研究者等によって行なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。

4 研究者は、第1項に規定する不正行為を行っていないことを証明するために、必要な資料、情報、データ及び研究実施経過に関する記録(研究ノート・実験ノート等)等を、第7条第3項に定める期間保管し、必要な場合にはこれを開示しなければならない。

(研究費の不正使用の防止)

第13条 研究者は、研究費が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていること、及び広く社会的な課題の解決にも応える期待が存在することを常に自覚し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費にのみに使用できる。

3 研究費の不正使用とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

(1) 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。

(2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を大学に支払わせること。

(3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること。

(4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を大学に支払わせること。

(5) 法令、本学の諸規程及び当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用すること。

4 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、本学の諸規程及び当該研究費の使用に係る指針等を遵守しなければならない。

5 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(オーサーシップの規準)

第14条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

2 研究者は、共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表や利用に際しては明確な同意を共同研究者等から得なければならない。

3 研究者は、公表や利用に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価)

第15条 研究者が、レフェリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、厳正に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績は、これを秘密保持しなければならない。

(指導下にある研究者等への配慮)

第16条 研究者は、共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。特に、指導下にある研究者や大学院生や学生等に対し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。

(研究支援者の役割)

第17条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

2 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、研究費の管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(本学の責務)

第18条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚させるために、必要な啓発、教育、研修の計画を策定し、継続的に実施する。

2 本学は、本規準の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、関東学院大学就業規則、関東学院大学学則及び関連する規程を適用し適切な措置を講じる。

3 本学は、本学が研究者等に交付する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費を適切に管理し、研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを厳格に確認し、監査する。

4 本学は、特定の研究分野における研究について、その研究内容の倫理的、社会的妥当性等について研究倫理審査を行う。

5 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情や相談等及び研究に係る不正行為の申し立てに対応する。

6 前項に係る苦情・相談、又は不正行為に係る申立て、さらに情報提供並びに本規程に関する相談、照会等に対応するための窓口を研究推進課とする。

7 本学の責務に対応し、本規準の運用を実効あるものとするため、関東学院大学研究倫理委員会を設置する。関東学院大学研究倫理委員会に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第19条 この規準に関する事務は、研究推進課が行う。

(規準の改廃)

第20条 この規準の改廃は、学部長会議の議を経て行う。

附 則

この規準は、2013年10月24日から施行する。

附 則

この規準は、2015年2月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規準は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規準は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規準は、2018年2月7日から改正施行する。